やむを得ない理由により入学検査当日に受検できない場合の対応について

一部の選抜において、やむを得ない理由により、入学検査当日に受検できない場合、特別な対応をします。

対象となる選抜

１　全日制課程　第２次選抜（３月１４日（木）入学検査）
２　定時制課程　後期選抜　（３月１４日（木）入学検査）
３　通信制課程　後期選抜　（３月２１日（木）入学検査）
※　上記以外の選抜は、この対応の対象とはなりません。

やむを得ない理由とは

新型コロナウイルス感染症のいわゆる罹患後症状と考えられる症状や月経随伴症状も含め、入学志願者本人に帰責されない身体・健康上の理由、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合、痴漢の被害に遭った場合など高等学校長がやむを得ないと認めるもの。

やむを得ない理由で受検できなかった入学志願者への対応

「調査書情報」等の出願時に登録された情報等を資料として、合否の判定を行う。

この対応を希望する場合

次の１と２の両方を行うことが必要です。

１　**入学志願者**はＷｅｂ出願システムにより受検配慮申請を行う。
　入学検査当日の<u>**午前１１時３０分**までに</u>

２　**出身学校**はＷｅｂ出願システムにより受検配慮申請を承認する。
　入学検査当日の<u>**正午**までに</u>